



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん

架空請求はがき



島根県観光キャラクター
しまねっこ
島根連呼第5630号



作：柏屋ココ

「訴訟最終告知という内容のハガキが届いたが、覚えがない」、「利用した覚えがない架空の請求を受けているが、どうしたらよいか」という相談が、全国の消費生活センターへ寄せられています。対処法は無視をすることです。



- ・ 架空請求の請求手段は、ハガキ、封書、SMS（ショートメッセージサービス）など様々です。

- ・ 法的措置をとるなどと記載をしたり、実在の事業者名をかたって本物と思わせるなど、消費者の不安をあおるケースが多く見られます。

- ・ 架空請求は消費者の情報を完全に特定して送られているわけではありません。連絡してしまうと個人情報を知られ、その情報をもとにさらに金銭を要求される可能性があります。
- ・ 未納料金を請求されても心当たりがなければ相手に連絡しないようにしましょう。

消費生活に関するご相談は **泣き寝入りはいや**

消費者ホットライン 局番なしの **188**

お近くの消費生活センター等につながります。

メール相談受付中

メールによる消費生活相談を受け付けています。
詳細は島根県消費者センターホームページをご覧ください。

島根県消費者センター

検索

消費生活に関する情報も発信しています!

ホームページ QRコード



ご相談・お問い合わせは

島根県消費者センター

〒690-0887 松江市殿町 8-3
市町村振興センター 5 階

TEL 0852-32-5916 FAX 0852-32-5918

石見地区相談室

〒698-0007 益田市昭和町 13-1
県益田合同庁舎 2 階

TEL & FAX 0856-23-3657